

景観計画区域内行為の届出にかかる書類の提出部数が変わりました

■建築物・工作物について

令和５年３月の届出まで	令和５年４月の届出から
事前相談時…１部 書類の修正が必要な場合は届出において 修正したものを提出 届出時…２部	事前相談時…１部 <u>届出時に正本として扱います</u> <u>書類の修正が必要な場合は差し替え等を行います</u> 届出時…１部 <u>副本として提出</u>

■その他（開発行為等）については、従来から変更はありません。届出時にのみ２部提出してください。

【問い合わせ先】 高崎市 都市計画課景観室 TEL：027-321-1350